

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
3月1日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 道路の区域の変更（道路整備課）……………一
 - 道路の供用の開始（道路整備課）……………二
- 公告
 - 一般競争入札の実施（防災危機管理課）……………二
 - 令和四年度前期実施技能検定試験の実施（労働政策課）……………五
 - 令和四年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験の実施（労働政策課）……………九
 - 肥料の登録（農業振興課）……………二二
 - 肥料の登録の有効期間の更新（農業振興課）……………二二
 - 肥料の登録の失効（農業振興課）……………二三
 - 県営美祢地区中山間地域総合整備事業（杉谷工区）の換地処分（農村整備課）……………四一
 - 令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）……………四四

山口県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年三月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。



令和四年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 三一六号
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
美祢市大嶺町北分字四坊一・二・五の二地先から 同市大嶺町北分字助行一・三・五の四地先まで	新	最狭 二一〇・五 最広 二六〇・五	一七九・〇	道路改良工事の完了による。	
	旧	最狭 二一〇・五 最広 二一〇・五	一七九・〇		

道路の種類 一般国道
路線名 四九〇号
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
宇部市大字荒瀬字西中江一〇九〇〇の二地先から 同市大字小野字川平五一六六の二地先まで	新	最狭 二八七・二 最広 二二〇〇・〇	二二〇〇・〇		
	旧	最狭 二八七・二 最広 二二〇〇・〇	二二〇〇・〇		
宇部市大字荒瀬字西中江一〇九〇〇の二地先から 同市大字小野字垣手峠一〇八五八の二地先まで	新	最狭 六一四・〇 最広 六一四・〇	六五七・一		
	旧	最狭 六一四・〇 最広 六一四・〇	六五七・一		
宇部市大字小野字垣手峠一〇八五八の二地先から 同市大字小野字川平一〇六〇七の二地先まで	新	最狭 一一九・七 最広 七八・二	一一五八・五 六二二・四	ダブルウェイ	
	旧	最狭 一一九・七 最広 七八・二	一一五八・五 六二二・四		
宇部市大字小野字川平一〇六〇七の二地先から 同市大字同字五一六六の二地先まで	新	最狭 六一四・七 最広 六一四・七	三九九・四		
	旧	最狭 六一四・七 最広 六一四・七	三九九・四		

道路の種類 県道
路線名 銭屋美祢線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考

美祿市大嶺町北分字助行一〇二七八の一地先から同市大嶺町北分 同字一〇二八三地先まで		新	旧
最狭 二〇・二	最狭 一八・二〇	六一・四	六一・四
		道路改良工事の完了による。	

山口県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道三一六号	美祿市大嶺町北分字四坊一二二五の二地先から同市大嶺町北分字助行一三五の四地先まで	令和四年三月二日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 銭屋美祿線	美祿市大嶺町北分字助行一〇二七八の一地先から同市大嶺町北分 同字一〇二八三地先まで	令和四年三月二日



(二八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和四年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託
業務の名称及び数量

山口県総合防災情報ネットワークシステム（防災情報再整備）業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和五年三月三十一日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和四年山口県告示第二十一号）に基づく資格審査において、システムの設計及び開発について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 令和四年三月一日から同年四月十二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(五) 平成二十四年四月一日から令和四年三月一日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）の委託を受けて一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

五 山口県総務部防災危機管理課において交付する。
入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部防災危機管理課

(三) 受領期限

令和四年四月十一日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和四年四月十日午後二時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課

(二) 日時

令和四年四月十二日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和四年三月二十二日午後五時十五分までに山口県総務部防災危機管理課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和四年三月二十八日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和四年三月三十一日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三三三九一五）に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総務部防災危機管理課（電話〇八三一九三三三三三三八〇）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Disaster Prevention and Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature of the service to be purchased: Reconstruction of comprehensive network system for disaster prevention information of Yamaguchi Prefectural Government

(3) Term of the contract: From the day after the contract through March 31, 2023

(4) Delivery place: The place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Disaster Prevention and Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-2380)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M., April 11, 2022 (if brought in person: 2:00 P.M., April 12, 2022)

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

県庁舎等構内交換電話設備 一式

- (一) 物品等の特質等
- (二) 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 使用期間
令和五年一月一日から令和十一年十二月三十一日までの間
- (四) 使用場所
山口県庁舎
- 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和四年山口県告示第二十二号)に基づく資格審査において、電気通信機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。
- (四) 令和四年三月一日から同年四月十二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (五) 平成二十四年四月一日から令和四年三月一日までの間に、一に掲げる物品と同等以上の規模の構内交換電話設備を納入した実績を有していること。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県総務部防災危機管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 提出場所
山口県総務部防災危機管理課
- (三) 受領期限
令和四年四月十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和四年四月十二日午後二時三十分)
- 六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課
- (二) 日時
令和四年四月十二日午後二時三十分
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第一百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
(一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和四年三月二十二日午後五時十五分までに山口県総務部防災危機管理課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和四年三月二十八日までに発送する。
- 1 入札参加資格確認申請書

2 一に掲げる物品と同等以上の規模の構内交換電話設備を納入した実績について

記載した書面

(五) 契約保証金
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和四年三月三十一日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三三一二三八〇)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Disaster Prevention and Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of switched telephone installation in the prefectural government building
- (3) Term of use: From January 1, 2023 to December 31, 2029
- (4) Place of use: Yamaguchi Prefectural Government building
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Disaster Prevention and Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-nachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-2380)
- (6) Deadline for tender submission: 5: 15 P.M., April 11, 2022 (If brought in person: 2: 30 P.M., April 12, 2022)

(一九) 令和四年度前期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、令和四年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

令和四年三月一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

技能検定は、次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれらの表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

1 一級及び二級の技能検定

職 種	試 験 科 目
園 芸 装 飾	室内園芸裝飾
造 園	造園工事
鑄 造	鑄鉄鑄物鑄造
金 属 熱 処 理	一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化处理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 數値制御旋盤 フライス盤 數値制御フライス盤 平面研削盤 円筒研削盤 ホブ盤 マシンングセンタ
機 械 加 工	
金 属 プ レ ス 加 工	金属プレス
鉄 工	製缶 構造物鉄工
建 築 板 金	内外装板金 ダクト板金
工 場 板 金	曲げ板金 打出し板金
仕 上 げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
切 削 工 具 研 削	工作機械用切削工具研削
グ ラ イ カ ス ト	コールドチャンネルバダイカスト
電 子 機 器 組 立 て	電子機器組立て
電 気 機 器 組 立 て	配電盤・制御盤組立て
産 業 車 両 整 備	産業車両整備
鉄 道 車 両 製 造 ・ 整 備	機器ぎ装 内部ぎ装 配管ぎ装 電気ぎ装

建設機械整備	婦人子供服製作	家具製作	建具製作	印刷	プラスチック成形	石材施工	酒造	とび	左官	タイル張り	畳製作	防水施工	内装仕上げ施工	熱絶縁施工	サッシ施工	表装	塗装
建設機械整備	婦人子供注文服製作	家具手加工	木製建具手加工	オフセット印刷	射出成形	石張り 石積み	清酒製造	とび	左官	タイル張り	畳製作	ウレタンゴム系塗膜防水工事 アクリルゴム系塗膜防水工事 シリリング防水工事 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事 FRP防水工事 プラスチック系床仕上げ工事	銅製下地工事 ポッド仕上げ工事 化粧フィルム工事	保温保冷工事	ビル用サッシ施工	壁装	建築塗装 金属塗装

3 単一等級の技能検定

フラワー装飾	造園	園芸装飾	職 種	2 三級の技能検定	造園工事	金属熱処理	機械加工	工場板金	仕上 げ	機械 検 査	電子 機 器 組 立 て	建 築 大 工 事	と び	左 官	化 学 分 析	塗 装	フ ラ ワ ー 装 飾
フラワー装飾	造園工事	室内園芸装飾	試 験 科 目		一般熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 高周波・炎熱処理 普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 平面研削盤 マシニングセンタ	曲げ板金 打出し板金	機械組立仕上げ	機械検査	電子機器組立て	大工工事	とび	左官	化学分析	金属塗装	フラワー装飾		

職 種	実施期日								
<p>3 単一等級の技能検定</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>実施期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金属熱処理 園芸装飾器組立て 造園機械加工 建築大工とび 工場板金仕上げ 左官 化学分析 仕上げ 機械検査 塗装 電子機 フラワー装飾</td> <td>令和四年七月十日 (日曜日)</td> </tr> <tr> <td>金属熱処理</td> <td>令和四年八月二十一日 (日曜日)</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	実施期日	金属熱処理 園芸装飾器組立て 造園機械加工 建築大工とび 工場板金仕上げ 左官 化学分析 仕上げ 機械検査 塗装 電子機 フラワー装飾	令和四年七月十日 (日曜日)	金属熱処理	令和四年八月二十一日 (日曜日)			
職 種	実施期日								
金属熱処理 園芸装飾器組立て 造園機械加工 建築大工とび 工場板金仕上げ 左官 化学分析 仕上げ 機械検査 塗装 電子機 フラワー装飾	令和四年七月十日 (日曜日)								
金属熱処理	令和四年八月二十一日 (日曜日)								
<p>2 三級の技能検定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>実施期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造園 成形とび 金属熱処理 金属プレス加工 防水施工 サッシ施工 塗装 産業車両整備 プラスチック</td> <td>令和四年八月二十一日 (日曜日)</td> </tr> <tr> <td>機械加工 人子供服製造 家具製作 建具製作 印刷 左官 畳製作 内装仕 上げ施工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 婦</td> <td>令和四年八月二十八日 (日曜日)</td> </tr> <tr> <td>園芸装飾 気機器組立て 熱絶縁施工 塗装 フラワー装飾</td> <td>令和四年九月四日 (日曜日)</td> </tr> </tbody> </table>	職 種	実施期日	造園 成形とび 金属熱処理 金属プレス加工 防水施工 サッシ施工 塗装 産業車両整備 プラスチック	令和四年八月二十一日 (日曜日)	機械加工 人子供服製造 家具製作 建具製作 印刷 左官 畳製作 内装仕 上げ施工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 婦	令和四年八月二十八日 (日曜日)	園芸装飾 気機器組立て 熱絶縁施工 塗装 フラワー装飾	令和四年九月四日 (日曜日)	
職 種	実施期日								
造園 成形とび 金属熱処理 金属プレス加工 防水施工 サッシ施工 塗装 産業車両整備 プラスチック	令和四年八月二十一日 (日曜日)								
機械加工 人子供服製造 家具製作 建具製作 印刷 左官 畳製作 内装仕 上げ施工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 婦	令和四年八月二十八日 (日曜日)								
園芸装飾 気機器組立て 熱絶縁施工 塗装 フラワー装飾	令和四年九月四日 (日曜日)								

(一) 試験の方法
 (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。
 (二) 試験の期日
 (一) 実技試験
 令和四年六月七日(火曜日)から同年九月十一日(日曜日)までの間において山
 口県職業能力開発協会が指定する日
 (二) 学科試験

職 種	試験科目
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー工事
産業洗淨	高圧洗淨

職 種	手数料
<p>七</p> <p>一級及び二級の技能検定</p> <p>1 一級及び二級の技能検定</p>	<p>七</p> <p>提出書類 (一) 受検申請書 (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者については、その資格を証する書面 八 受検手数料 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。 (一) 学科試験にあっては、三千百円 (二) 実技試験にあっては、次の1の表から8の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額</p>

産業洗淨	令和四年八月二十一日 (日曜日)
路面標示施工	令和四年九月四日 (日曜日)

<p>職 婦人子供服製造</p>	<p>手 数 料 一万五千円</p>
<p>職 園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板 組立て 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器 印刷 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建具製 作 防水施工 プラスチック成形 石材施工 酒造 とび 左官 タイル張り 量製 ワー装飾 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 フラ</p>	<p>手 数 料 一万八千二百円</p>
<p>2 二級の技能検定（受検者が令和四年四月一日現在において二十五歳未満の雇用 保険被保険者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定 する被保険者（実技試験受験申請日において雇用保険被保険者である者。）で あって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一 の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下同じ。）である場合）</p>	
<p>職 婦人子供服製造</p>	<p>手 数 料 六千円</p>
<p>職 園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板 組立て 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器 印刷 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建具製 作 防水施工 プラスチック成形 石材施工 酒造 とび 左官 タイル張り 量製 ワー装飾 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 フラ</p>	<p>手 数 料 九千二百円</p>
<p>3 二級の技能検定（受検者が令和四年四月一日現在において二十五歳未満の雇用 保険被保険者以外の場合）</p>	
<p>職 婦人子供服製造</p>	<p>手 数 料 一万五千円</p>
<p>職 園芸装飾 造園 鑄造 金属熱処理 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板 組立て 工場板金 仕上げ 切削工具研削 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器 印刷 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 建設機械整備 家具製作 建具製 作 防水施工 プラスチック成形 石材施工 酒造 とび 左官 タイル張り 量製 ワー装飾 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 塗装 フラ</p>	<p>手 数 料 一万八千二百円</p>
<p>4 三級の技能検定（受検者が在校生であり、令和四年四月一日現在において二十 五歳未満の雇用保険被保険者である場合）</p>	

<p>職 園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 機械検査 電子機 器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾</p>	<p>手 数 料 二千九百円</p>
<p>5 三級の技能検定（受検者が在校生である場合）</p>	
<p>職 園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾</p>	<p>手 数 料 五千円</p>
<p>6 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和四年四月一日現在において二十 五歳未満の雇用保険被保険者である場合）</p>	
<p>職 園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾</p>	<p>手 数 料 六千円</p>
<p>7 三級の技能検定（受検者が在校生でなく、令和四年四月一日現在において二十 五歳未満の雇用保険被保険者以外の場合）</p>	
<p>職 園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 工場板金 仕上げ 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾</p>	<p>手 数 料 一万五千円</p>
<p>8 単一等級の技能検定</p>	
<p>職 路面標示施工 産業洗浄</p>	<p>手 数 料 一万八千二百円</p>

九 問題の公表

実技試験の問題は、令和四年五月三十一日（火曜日）に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、三級の技能検定（金属熱処理に係るものを除く。）にあつては令和四年八月二十六日（金曜日）、その他の技能検定にあつては同年九月三十日（金曜日）とし、合格者の受検番号を山口県商工労働部労働政策課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

- (一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八四六）にすること。

(三〇) 令和四年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、令和四年度随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験を次のとおり実施します。

令和四年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 随時実施二級の技能検定

随時実施二級の技能検定は、次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

職種	試験科目
プラスチック成形	射出成形
とび	とび
鉄筋施工	鉄筋組立て
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
さく井	ロータリー式さく井工事
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造 非鉄金属鑄物鑄造
機械加工	普通旋盤 数値制御旋盤 フライス盤 マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
建築板金	内外装板金 ダクト板金
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ

2 随時実施三級の技能検定
随時実施三級の技能検定は、次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。

機 械 検 査	機 械 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て	電 気 機 器 組 立 て	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	婦 人 子 供 服 製 造	家 具 製 作	紙 器 ・ 段 ボ ー ル 箱 製 造	印 刷	製 本	プ ラ ス チ ッ ク 成 形	パ ン 製 造	ハ ム ・ ソ ー セ ー ジ ・ ベ ー コ ン 製 造	水 産 練 り 製 品 製 造	建 築 大 工 事	か わ ら ぶ き	と び	左 官	タ イ ル 張 り
機械検査	電子機器組立て	電子機器組立て	変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て	冷凍空気調和機器施工	婦人子供既製服縫製	家具手加工	印刷箱打抜き 段ボール箱製造	オフセット印刷	製本	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形	パン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	かまぼこ製品製造	大工工事	かわらぶき	とび	左官	タイル張り

三 試験の場所

二 試験の期日

山口県職業能力開発協会が指定する日

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

工業包装

3 基礎級の技能検定
 さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

工 業 包 装	塗 装	サ ッ シ 施 工	熱 絶 縁 施 工	内 装 仕 上 げ 施 工	防 水 施 工	コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工	鉄 筋 施 工	型 枠 施 工	配 管
工業包装	建築塗装 金属塗装 噴霧塗装	ビル用サッシ施工	保温保冷工事	プラスチック系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事	シーリング防水工事	コンクリート圧送工事	鉄筋組立て	型枠工事	建築配管 プラント配管

四 山口県職業能力開発協会が指定する場所
受検資格

- (一) 随時実施二級の技能検定
受検しようとする職種に係る随時実施三級技能検定の实技試験に合格した者であること。
- (二) 随時実施三級の技能検定
受検しようとする職種に係る基礎級技能検定に合格した者であること。
- (三) 基礎級の技能検定
法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の五に規定する者であること。

五 受検申請書の受付
随時受け付ける。

六 受検申請書の提出先

山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五二）
山口県職業能力開発協会

七 提出書類

- (一) 随時実施二級の技能検定
受検申請書及び随時実施三級技能検定の合格証書又は実技試験合格通知書の写し
- (二) 随時実施三級の技能検定
受検申請書及び基礎級技能検定の合格証書の写し
- (三) 基礎級の技能検定
受検申請書

八 受検手数料

- 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
- (一) 学科試験にあつては、三千百円
- (二) 実技試験にあつては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

職 種	手 数 料
プラスチック成形 とび 鉄筋施工 コンクリート圧送施工	一万八千二百円

2 随時実施三級の技能検定（受検者が在校生である場合）

職

種

手 数 料

機械検査 婦人子供服製造

五千円

さく井 鋳造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 電気機器
 アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ 紙器・段ボールコン製造 印刷製
 組立て 冷凍空気調和機器施工 ハム・ソーセイジ・ベーコン製造 水産練り製
 プラスチック成形 パン製造 とび 左官 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッ
 品製造 建築大工 かわらぶき 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッ
 シンク工 塗装 工業包装

六千百円

3 随時実施三級の技能検定（受検者が在校生でない場合）

職

種

手 数 料

機械検査 婦人子供服製造

一万五千百円

さく井 鋳造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 電気機器
 アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ 紙器・段ボールコン製造 印刷製
 組立て 冷凍空気調和機器施工 ハム・ソーセイジ・ベーコン製造 水産練り製
 プラスチック成形 パン製造 とび 左官 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッ
 品製造 建築大工 かわらぶき 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッ
 シンク工 塗装 工業包装

一万八千二百円

4 基礎級の技能検定

職

種

手 数 料

機械検査 婦人子供服製造

一万五千百円

さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 電気機器
 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ 紙器・段ボールコン製造 印刷製
 気機器組立て プリンター 配線板製造 冷凍空気調和機器施工 家具染色 ニット製
 製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 水産練り製品製造
 紙器・段ボール製造 ハム・ソーセイジ・ベーコン製造 強化プラスチック製
 形 石材加工 とび 左官 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッ
 筋建築大工 かわらぶき 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッ
 シンク工 ウェルポイント圧送施工 表装 塗装 工業包装

一万八千二百円

九 問題の通知

実技試験の問題は、山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者宛て通知する。

十 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日に通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

- (一) 受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「随時実施二級技能検定試験」、「随時実施三級技能検定試験」又は「基礎級技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 随時実施二級、随時実施三級及び基礎級技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会（電話〇八三一九二二一八六四六）にすること。

(二) 肥料の登録

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をしました。

令和四年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号	山口県生 第六〇八号	登録年月日	令和三、一一、三〇	肥料の種類	乾燥菌体肥料	肥料の名称	乾燥菌体肥料	保証成分量 (%)	窒素全量 五・〇〇 りん酸全量 四・〇〇	その他の規格	公定規格のとおり	生産者	氏名 日本果実工業株式 会社	住所	山口市仁保下郷一七 七一
------	---------------	-------	-----------	-------	--------	-------	--------	--------------	-------------------------------	--------	----------	-----	----------------------	----	-----------------

(三) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

令和四年三月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産者
山口県生 第四一三三号	令和三、 五、二一	消石灰	肥料用六五・〇 消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当なし	氏名 重安石灰株式会社 住所 美祿市大嶺町北分五 六二
山口県生 第五五六号	〃 四、二三	混合石灰肥料	粒状土肥これだ けスーパ	アルカリ分 四八・〇 く溶性苦土 八・〇	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり	氏名 アサヒミネラル工 業株式会社 住所 広島県呉市昭和町一 番一八
山口県生 第五五七号	〃 一〇、一五	蒸製骨粉	蒸製骨粉一號	窒素全量 二一・〇〇	り公定規格のお	氏名 山口県特殊化成企 業組合 住所 岩国市周東町上久原 一〇〇五八
山口県生 第五五八号	〃 〃	肉骨粉	山口ミール	窒素全量 五九・〇	〃	氏名 〃 住所 〃
山口県生 第五五九号	〃 〃	蒸製毛粉	フェザーミール	窒素全量 一二・〇	〃	氏名 〃 住所 〃
山口県生 第五七九号	〃 八、二三	炭酸カルシウム 肥料	粒状炭酸苦土石 灰	アルカリ分 一五〇・〇〇	〃	氏名 美祿市伊佐町伊佐三 三六二
山口県生 第五八〇号	令和四、 二、七	〃	〃	アルカリ分 一五五・〇〇	〃	氏名 川崎市宮前区神木二 丁目六番二〇号
山口県生 第五八二号	〃 〃	〃	〃	アルカリ分 一五五・〇〇	〃	氏名 愛知県清須市須ヶ口 三二四の一
山口県生 第五八三号	〃 〃	〃	〃	アルカリ分 一五五・〇〇	〃	氏名 愛知県清須市須ヶ口 三二四の一
山口県生 第五八四号	〃 一〇	〃	〃	アルカリ分 一五五・〇〇	〃	氏名 愛知県清須市須ヶ口 三二四の一
山口県生 第五八五号	〃 〃	〃	〃	アルカリ分 一五五・〇〇	〃	氏名 愛知県清須市須ヶ口 三二四の一
山口県生 第五八六号	〃 〃	〃	〃	アルカリ分 一五五・〇〇	〃	氏名 愛知県清須市須ヶ口 三二四の一
山口県生 第五八七号	〃 〃	〃	〃	アルカリ分 一五五・〇〇	〃	氏名 愛知県清須市須ヶ口 三二四の一
山口県生 第五八九号	〃 七	〃	〃	アルカリ分 一五五・〇〇	〃	氏名 愛知県清須市須ヶ口 三二四の一

(二三) 肥料の登録の失効

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、その効力を失いました。

令和四年三月一日

山口県知事

村岡 嗣政

登録番号	失効年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者
山口県生第五八一号	令和四、二、一六	炭酸カルシウム肥料	15炭酸苦土石灰	五五・〇〇	公定規格のとお	氏名 住居 愛知県岡崎市市場町字東町一三
山口県生第五九七号	令和三、一一、二六	副産石灰肥料	かき殻副産石灰	四五・〇〇	〃	株式会社カン喜 周南市大字戸田一五一四三一
山口県生第五九八号	令和四、一、四	生石灰	95・0肥料用生石灰	九五・〇〇	該当なし	宇部マテリアルズ株式会社 宇部市大字小串一九八五

(二四) 県営美祢地区中山間地域総合整備事業(杉谷工区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営美祢地区中山間地域総合整備事業の施行に係る杉谷工区の換地処分を次のとおり行いました。

令和四年三月一日

山口県知事 村岡 政

一 換地処分の年月日

令和四年二月十五日

二 換地処分の内容

県営美祢地区中山間地域総合整備事業(杉谷工区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(二五) 令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行われます。

令和四年三月一日

山口県知事 村岡 政

一 試験の日時

区分	科目	日	時
二級建築士試験	学科	令和四年七月三日(日曜日)	午前十時十分から午後五時二十分まで
二級建築士試験	製図	令和四年九月十一日(日曜日)	午前十一時から午後四時まで
木造建築士試験	学科	令和四年七月二十四日(日曜日)	午前十時十分から午後五時二十分まで
木造建築士試験	製図	令和四年十月九日(日曜日)	午前十一時から午後四時まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一

山口県セミナーパーク

三 試験の科目

(一) 学科

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

(二) 設計製図

受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

五 受験の申込み

(一) 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(https://www.jaetc.or.jp/)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である場合等)は、令和四年四月六日(水曜日)までに、東京都千代田区紀尾井町三丁目六番

公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話〇五〇一三〇三三一三八二二）に申し出ること。

(二) 受付期間及び受付時間

令和四年四月一日（金曜日）午前十時から同月十四日（木曜日）午後四時まで

六 合格者の発表

(一) 学科試験合格者

1 二級建築士試験

令和四年八月二十三日（火曜日）頃

2 木造建築士試験

令和四年九月六日（火曜日）頃

(二) 最終合格者

令和四年十二月一日（木曜日）頃

七 その他

(一) 試験案内のほか、受験の申込み方法の詳細については、令和四年三月一日から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて掲載する。

(二) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一番一五号公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部（電話〇八二一四五一八〇五五）にすること。

(三) 設計製図の課題は、令和四年六月八日（水曜日）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて公開する。

令和四年三月一日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁